明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（二四九）　二
○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五〇）　三
○特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（二五一）

〔告　示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一三五）　四
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一一四七）
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委四）　四
○盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があった件（東京都公安委一三六）　八

〔人事異動〕
内閣　八

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
国家試験
令和四年海事代理士試験の施行（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
潮来市土地改良区の合併の認可、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
令和三年度厚生労働省共済組合の決算関係　一〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（政令第二四九号）（法務省）

1　会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号。以下「改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）の一部の施行に伴い、登記手数料令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五〇号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和四年一〇月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は令和五年四月一日とすることとした。

◇特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（経済産業省）

1　特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四二号）の一部の施行に伴い、手続期間の徒過により消滅した特許権等について手続を続行する者が納付すべき手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。